牧之原市役所　▶榛原庁舎☎㉓0001▶相良庁舎☎㉜2600　ホームページ http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
牧之原市総合健康福祉センターさざんか☎㉓0070　榛原文化センター☎㉓0002　相良総合センターい～ら☎㉜5544

救命

平成22年度救命講習受講者を募集しています

問い合わせ　▼吉田榛原消防署Ⅱ☎（32）1141
▼牧之原御前崎消防署Ⅱ☎0537（85）2656

地域住民を対象に救命講習を実施しています。

講習ではＡＥＤ（自動体外式除細動器）の操作指導も行われ、受講終了者には「救命講習終了証」が交付されます。終了証の有効期限は3年間です。

万が一の場合のためにも、この講習に参加し、応急手当の技術を身に付けましょう。

講習種別（受講時間）	講習内容	吉田榛原消防署	牧之原御前崎消防署
普通救命講習Ⅰ（3時間）	成人の心肺蘇生、ＡＥＤの取り扱い、異物除去、止血法	随時受け付けしています。 時間（3部制） ▶午前8時～ ▶午後1時～ ▶午後6時～ 定員　5人	随時受け付けしています。 時間　午前9時～ 定員　20人
普通救命講習Ⅱ（4時間）	成人心肺蘇生、ＡＥＤの取り扱い、異物除去、止血法、筆記試験、実技試験		詳しくは問い合わせください。 定員　20人
上級救命講習（8時間）	成人、幼児、乳児、新生児の心肺蘇生、ＡＥＤの取り扱い、異物除去、止血法、傷病者の管理法、外傷の手当、搬送法、筆記試験、実技試験	詳しくは問い合わせください。	
応急手当普及員講習（24時間）	成人、幼児、乳児、新生児の心肺蘇生、ＡＥＤの取り扱い、異物除去、止血法、傷病者の管理法、外傷の手当、搬送法、筆記試験、実技試験、指導要領など	年1回、1月に開催します。 詳しくは問い合わせください。	

受講を希望する人は、直接消防署へ問い合わせください。
人数などによっては、受講日の希望に添えない場合もあります。

相談

改正貸金業法完全施行、あなたは大丈夫ですか

問い合わせ　市民相談センター　☎（23）0088

貸金業法とは、消費者金融など貸金業者からの借り入れなどについて定めている法律です。

この法律が、消費者の借り過ぎ、貸金業者の貸し過ぎを防ぐため改正されました。

改正後のポイント

▼総量規則

借入残額が年収の3分の1を超える場合、新規の借り入れができなくなります。

また、1社あたり50万円または総借入残高が100万円を超す借り入れには、年収などの資料の提出が必要になります。

▼年収の3分の1の対象となる借り入れ

対象となる借り入れは貸金業者からの借り入れだけで、銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫などからの借り入れは含みません。クレジットカードで買い物をした分も含みません。

ただし、クレジットカードで現金を借りた分（キャッシング）は、貸金業者からの借り入れに当たりますので、それも合わせて「年収の3分の1」以内である必要があります。

▼すでに年収の3分の1を超える借り入れがある場合

従来の契約のとおり返済すれば問題はありません。

ただし、年収の3分の1を超える新規の借り入れはできません。

▼専業主婦（主夫）の場合

収入のない専業主婦（主夫）の場合は、配偶者の同意を得て借り入れをすることができる場合があります。

その際には、配偶者の年収を証明する書類や配偶者の同意書などが必要です。

▼上限金利の引き下げ

29・2％だった上限金利が、借入金額に応じて15％から20％までに引き下げられます。

多重債務などの相談窓口

▼東海財務局相談窓口
☎052（951）1764
▼日本貸金業協会相談センター
☎0570（051）051
▼多重債務緊急電話相談会（ライフサポートセンター主催）志太榛原地域
日時　7月16日㈮　午前9時～午後4時
☎054（647）1616

情報

平成21年度 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ　文書行政室　横山　☎（23）0050

情報公開制度

市民の市政についての「知る権利」を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明確にするとともに、市保有の情報を公開する制度。

市政の公正な執行と市民の市政に対する信頼を高め、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報保護制度

市民の個人情報を適正に管理し、開示や訂正などを請求する「市民の権利」を明確にします。市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度。

これにより、市民に信頼される市政を実現することを目的としています。

市が管理する個人情報の取り扱い方を閲覧できます

個人情報を取り扱っている市の事務を「個人情報取扱事務登録簿」へ登録しています。

この登録簿は情報公開コーナーで誰でも見ることができます。

▼設置場所　榛原庁舎2階市民ラウンジ、相良庁舎1階ロビー

■牧之原市情報公開条例に基づく実施状況

開示請求延人数		13人
実人数		5人
開示請求件数		13件
開示・非開示決定件数	全部開示	3件
	部分開示	5件
	非開示	5件

＊非開示にされている部分は主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する公文書が存在しないときも非開示となります。

■牧之原市個人情報保護条例に基づく実施状況
保有個人情報開示実施状況

開示請求延人数		1人
実人数		1人
開示請求件数		1件
開示・非開示決定件数	全部開示	1件
	部分開示	0件

＊訂正請求と利用停止等の請求はありません。

牧之原市情報公開審査会・個人情報審査会の開催状況……開催はありませんでした。

自治

シリーズ自治基本条例

第1回「自治基本条例（仮称）」の制定に向けて

問い合わせ　協働推進室　瀧井　☎（23）0053

毎月お知らせします

市では「自治基本条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。この条例はまちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民と市がお互いに協力していくためのルールなど具体的な仕組みについて明らかにするもので、今後のまちづくりの規範となります。

今月からシリーズで自治基本条例についてお知らせしていきます。

自治基本条例を創る会を設置し、検討しています

平成19年度に市民と市職員の72人で構成された「まちづくり基本条例を考える会」において、条例の必要性とその内容が検討されました。「条例が必要である」との結果などが報告書にまとめられ、市長に提出されました。

これを受けて20年度は条例の内容を検討し、市民の意見を反映させるため市民意見交換会を開催。21年度は条例検討の中心的役割を担う組織として、市内各種団体代表者などで構成された「自治基本条例を創る会」を設置しました。

22年度において市では、「自治基本条例を創る会」と協力し、取り組みの周知や条例案の作成などをします。また、さらに市民の意見収集を行い、22年度中に市議会へ条例案を上程する予定です。

「自治基本条例（仮称）」制定までの流れ

- 平成19年度　「まちづくり基本条例を考える会」で内容を検討し、報告書をまとめる。
- 平成20年度　市民意見交換会で条例に反映する意見を収集する。
- 平成21年度　「自治基本条例を創る会」発足。条例素案を検討する。
- 平成22年度 5～7月　「自治基本条例を創る会」と市が協力して条例案を作成する。
- 8月　市民の意見を広く集める。（パブリックコメント）
- 9月　パブリックコメントなどの意見を踏まえた条例案に修正する。
- 10～11月　条例案を作成する。
- 議会に議案を上程。議決された後、6カ月の猶予期間を設けられ施行となる。

パブリックコメント……意見公募手続。行政機関が実施しようとする政策などについて住民から意見などを求め、その結果を反映させるもの。